



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月29日金曜日 第2288号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	638
施術機関の指定.....	638
指定介護機関の所在地名の変更.....	638
指定医療機関の廃止の届出.....	639
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	639
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	639
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	640
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	640
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	640
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	640
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	641
介護機関(地域包括支援センター)の変更.....	641
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	641
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	642
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	642
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	642
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	643
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	643
指定障害者支援施設の指定.....	643
指定障害者支援施設の指定の辞退.....	643
指定相談支援事業者の指定.....	644
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	644
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	644
道路の区域変更(県道広田双海線).....	644
道路の区域変更(県道広田双海線).....	644
道路の供用開始(県道広見吉田線).....	645
道路の供用開始(県道広見吉田線).....	645

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	645
---------------------------	-----

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	649
危険物取扱者法定講習会の実施.....	649
環境放射線監視テレメータシステムの製造.....	651

公営企業公告

重油の購入.....	652
------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第936号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
Dr. 盛次診療所	医療法人きらり	伊予郡松前町大字筒井15 40番地	平成23年 6月1日
壬生川耳鼻咽喉科	医療法人壬生川 耳鼻咽喉科	西条市円海寺18番3	平成23年 6月1日
大洲ななほしくりニック	医療法人ななほ しくりニック	大洲市東若宮16番2	平成23年 6月1日
開明眼科	医療法人開明眼 科	西予市宇和町卯之町五丁 目252番地	平成23年 6月1日
きほくの里歯科 医院	河野 雄一郎	北宇和郡鬼北町大字近永 1418-72	平成23年 6月8日
おぐに薬局宮下 店	株式会社おぐに	今治市宮下町一丁目1- 21	平成23年 7月1日
さくら薬局いし づち店	有限会社蝶野	西条市小松町新屋敷甲28 4-2	平成23年 7月1日

○愛媛県告示第937号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
カミンブ接骨院	藤井 千恵	四国中央市上分町517- 4	平成23年 5月23日

○愛媛県告示第938号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関の所在地名が、次のように変更された。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	上島町特別養護老人ホーム海光園	(変更後) 越智郡上島町生名1268番地1	平成23年6月1日
			(変更前) 越智郡上島町生名3637番地	

○愛媛県告示第939号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

キッズ薬局山根店	株式会社キッズ	新居浜市中筋町二丁目1番3号	平成23年4月30日
あおば薬局	有限会社あおぞら薬局	伊予市下吾川字馬塚944-3	平成23年5月5日

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
医療法人和田医院	医療法人和田医院	八幡浜市産業通246番地1	平成23年4月30日

○愛媛県告示第940号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社クオリア	伊予郡松前町大字北川原293番地2	訪問看護ステーションくるみ	伊予郡松前町大字北黒田679-1	平成23年3月1日
株式会社アクティブモア	宇和島市天神町8-23天神ビル2階	愛ほっと訪問看護ステーション	宇和島市天神町8-23天神ビル2階	平成23年5月2日

○愛媛県告示第941号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
介護センター瀬戸内合資会社	今治市南大門町2丁目3番地5	瀬戸内たくまの里	今治市宅間甲577	平成23年5月1日
医療法人きらり	伊予郡松前町大字筒井1540番地	デイサービスセンターかおり	伊予郡松前町大字筒井1579番地1	平成23年6月1日
有限会社ケアセンター今治	今治市北日吉町二丁目5番7号	有限会社ケアセンター今治	今治市北日吉町二丁目5番7号	平成23年6月1日
医療法人みどりクリニック	新居浜市北内町四丁目10番79号	在宅専門みどりクリニック	新居浜市北内町四丁目10番79号	平成23年6月10日
有限会社ケアホームマルニ	南宇和郡愛南町御荘平城2281番地1	ケアホームマルニ	南宇和郡愛南町御荘平城2281番地1	平成23年6月14日
株式会社みやび	今治市登畑甲195番地8	みやび介護サービス	今治市登畑甲195番地8	平成23年7月1日

○愛媛県告示第942号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	居宅介護支援事業所ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	平成23年 6月 1日

○愛媛県告示第943号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
介護センター瀬戸内合資会社	今治市南大門町2丁目3番地5	瀬戸内たくまの里	今治市宅間甲577	平成23年 5月 1日
社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	デイサービスセンター春賀	大洲市春賀甲1665番地	平成23年 5月 1日
医療法人きらり	伊予郡松前町大字筒井1540番地	デイサービスセンターかおり	伊予郡松前町大字筒井1579番地1	平成23年 6月 1日
有限会社ケアセンター今治	今治市北日吉町二丁目5番7号	有限会社ケアセンター今治	今治市北日吉町二丁目5番7号	平成23年 6月 1日
医療法人みどりクリニック	新居浜市北内町四丁目10番79号	在宅専門みどりクリニック	新居浜市北内町四丁目10番79号	平成23年 6月10日
株式会社みやび	今治市登畑甲195番地 8	みやび介護サービス	今治市登畑甲195番地 8	平成23年 7月 1日

○愛媛県告示第944号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	伊方訪問介護事業所	（変更後） 西宇和郡伊方町湊浦1995番地1 （変更前） 西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成23年 4月 1日

○愛媛県告示第945号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	(变更后) 上島町指定居宅介護支援事業所	(变更后) 越智郡上島町生名2133番地4	平成23年4月1日
		(变更前) 上島町弓削指定居宅介護支援事業所	(变更前) 越智郡上島町弓削上弓削1907番地1	

○愛媛県告示第946号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	伊方訪問介護事業所	(变更后) 西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	平成23年4月1日
			(变更前) 西宇和郡伊方町湊浦866番地	

○愛媛県告示第947号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（地域包括支援センター）の介護予防支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
上島町	越智郡上島町生名2133番地4	上島町指定介護予防支援事業所	(变更后) 越智郡上島町生名2133番地4	平成23年4月1日
			(变更前) 越智郡上島町弓削上弓削1907番地1	
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	伊方町地域包括支援センター	(变更后) 西宇和郡伊方町湊浦866番地	平成23年4月1日
			(变更前) 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	

○愛媛県告示第948号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	民家三角の家	伊予郡砥部町三角45番地2	平成22年9月30日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所	西予市明浜町高山甲3657番地	平成23年3月31日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成23年3月31日

医療法人和田医院	八幡浜市産業通246番地 1	医療法人和田医院	八幡浜市産業通246番地 1	平成23年 4月30日
合同会社華喜	伊予郡砥部町七折18番地	でいさーびすなつかしのさと	伊予郡砥部町七折18番地	平成23年 7月 1日

○愛媛県告示第949号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	上島町生名指定居宅介護支援事業所	越智郡上島町生名2133番地 3	平成23年 3月31日

○愛媛県告示第950号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	民家三角の家	伊予郡砥部町三角45番地 2	平成22年 9月30日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所	西予市明浜町高山甲3657番地	平成23年 3月31日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所	西予市三瓶町朝立 1 番耕地360番地 1	平成23年 3月31日
医療法人和田医院	八幡浜市産業通246番地 1	医療法人和田医院	八幡浜市産業通246番地 1	平成23年 4月30日
合同会社華喜	伊予郡砥部町七折18番地	でいさーびすなつかしのさと	伊予郡砥部町七折18番地	平成23年 7月 1日

○愛媛県告示第951号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810101943	株式会社椿	松山市東石井七丁目 6 - 18	大 野 眞 弓	居宅介護	ケアサポート椿園	松山市東石井七丁目 6 - 18	平成23年 7月 1日
3810101943	株式会社椿	松山市東石井七丁目 6 - 18	大 野 眞 弓	重度訪問介護	ケアサポート椿園	松山市東石井七丁目 6 - 18	平成23年 7月 1日
3810200141	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町 2 - 2 - 12	越 智 一 博	就労移行支援	今治ワークス	今治市宮ヶ崎甲166番地	平成23年 7月 1日
3810200141	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町 2 - 2 - 12	越 智 一 博	就労継続支援 B 型	今治ワークス	今治市宮ヶ崎甲166番地	平成23年 7月 1日

3810200166	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越 智 一 博	生活介護	ふきあげワークス	今治市恵美須町3丁目1番地16	平成23年7月1日
3810200166	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越 智 一 博	就労継続支援B型	ふきあげワークス	今治市恵美須町3丁目1番地16	平成23年7月1日
3823400043	特定非営利活動法人福祉親愛会	松山市西石井1丁目1番25号クリエイションビル7階	渡 邊 文 春	共同生活介護	トミーホーム久万高原	上浮穴郡久万高原町露峰甲2590番地1	平成23年7月19日

○愛媛県告示第952号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3820100026	NPO法人ほっとねっと	松山市小坂2丁目2番20号	屋 宮 康 紀	共同生活介護	ねっとハウス「くろーばー」	松山市道後湯月町3-3	松山市土手内121-12	平成23年7月1日

○愛媛県告示第953号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3814000174	財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	短期入所	小規模多機能型居宅介護事業所アロハ	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	平成23年5月31日

○愛媛県告示第954号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	指定障害者支援施設			指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設 置 の 場 所	入所定員	
3810200158	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越 智 一 博	生活介護	今治福祉園	今治市宮ヶ崎甲170番地	60	平成23年7月1日
3810200158	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越 智 一 博	施設入所支援	今治福祉園	今治市宮ヶ崎甲170番地	60	平成23年7月1日

○愛媛県告示第955号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞 退 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設 置 の 場 所	
3810200141	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越 智 一 博	旧知的障害者授産施設支援（通所）	今治ワークス	今治市宮ヶ崎甲166番地	平成23年6月30日
3810200158	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越 智 一 博	旧知的障害者更生施設支援（入所）	今治福祉園	今治市宮ヶ崎甲170番地	平成23年6月30日
3810200166	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越 智 一 博	旧知的障害者授産施設支援（通所）	ふきあげワークス	今治市恵美須町3丁目1番地16	平成23年6月30日

○愛媛県告示第956号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3830700229	N P O法人すたあと	大洲市柚木1030番 5	新 井 眞千安	相談支援事業所かみやま	大洲市柚木1030番 5	平成23年 6月20日

○愛媛県告示第957号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市氷見地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・氷見上部地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成23年 8月 1日から平成23年 8月26日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁

より、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日
 - 土地区画整理組合の名称
東温市志津川土地区画整理組合
 - 事務所の所在地
東温市見奈良530番地 1 東温市役所内
 - 設立認可の年月日
平成22年 2月12日
- 変更認可の年月日
平成23年 7月29日

○愛媛県告示第958号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に

○愛媛県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予市中山町佐礼谷丙1177番 5 から 同市双海町上灘字船屋久保戊341番 5 まで	旧	メートル A 9 3～55 5 B 3 8～47 8 C 4 6～19 5	キロメートル A 0 532 B 0 571 C 0.156	
			新	A 9 3～55 5	A 0 532	

○愛媛県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘字日ノ地山丁81番から 同字丁65番 1 まで	旧	メートル A 4 2～12 6 B 14 0～41 0	キロメートル A 0 484 B 0 230	
			新	B 14 0～41 0	B 0 230	

○愛媛県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町大内420番2から 同町大内873番2まで	平成23年 7月29日

○愛媛県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町古藤田360番から 同町古藤田44番5まで	平成23年 7月29日

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の 種 類	事 項	決裁区分			事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		知 事	専 決 者				知 事	専 決 者	
		部 長	局 長	課 長			部 長	局 長	課 長
1～9 省 略					1～9 省 略				
10 地方自 治法に基 づく市町 に対する 関与に関 する事務	1～4 省略				10 地方自 治法に基 づく市町 に対する 関与に関 する事務	1～4 省略			
	5 市町に対する法定受託事務の 管理執行の是正等についての勸 告、指示及び裁判の請求（第 245条の8第1項から第4項ま で、第12項）					5 市町に対する法定受託事務の 管理執行の是正等についての勸 告、指示及び裁判の請求（第 245条の8第3項 ―、第12項）			
	6・7 省略					6・7 省略			
	8 市町の申請等に対する許認可					8 市町の申請等に対する許認可			

	等の基準の決定及び公表（第250条の2第1項、第2項）				
	(1)・(2) 省略				
	9・10 省略				
11～26 省略					

備考 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
市町振興課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 許認可等に関すること。			
		(1) 中核市等の指定に係る同意（第252条の24第2項、第252条の26の4）			
		(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 省略			
		(7) 省略			
		(8) 省略			
		(9) 省略			
		(10) 省略			

	等の基準の決定及び公表（第250条の2_____）				
	(1)・(2) 省略				
	9・10 省略				
11～26 省略					

備考 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
市町振興課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 許認可等に関すること。			
		(1) 中核市の指定に係る同意（第252条の24第2項_____）			
		(2) 財産区の財産処分に係る同意（第296条の5第2項）			—
		(3) 財産区の不均一の課税又は徴収に係る同意（第296条の5第5項）			—
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 全部事務組合の設立の許可（第284条第5項）	—		
		(7) 役場事務組合の設立の許可（第284条第6項）	—		
		(8) 省略			
		(9) 省略			
		(10) 省略			
		(11) 省略			
		(12) 省略			
		(13) 省略			
		(14) 広域連合の広域計画の提出の受理（第291条の7第3項、第6項）			—
		(15) 省略			
		(16) 全部事務組合の規約等の変更の許可（第291条の14第1項）			—
		(17) 全部事務組合の解散の許可（第291条の14第3項）	—		
		(18) 役場事務組合の規約等の変更の許可（第286条第1項、第291条の15第4項）			—
(19) 役場事務組合の規約の変更			—		

						の届出の受理（第286条第2項、第291条の15第4項）			
						(20) 役場事務組合の解散の届出の受理（第291条の15第2項）			—
						(21) 地方開発事業団の設置の認可（第298条第2項）	—		
						(22) 地方開発事業団の設置団体の数の増減及び規約の変更の認可（第298条第2項）			—
						(23) 地方開発事業団の規約の変更の届出の受理（第298条第3項）			—
						(24) 省略			
					2 決定、裁定、裁決、審決等に関すること。	2 決定、裁定、裁決、審決等に関すること。			
					(1) 市町の廃置分合及び境界変更の決定（第7条第1項、第2項）	(1) 市町の廃置分合及び境界変更の決定（第7条 _____）			
					(2) 町を市とする処分等の決定（第8条第3項）	(2) 町を市とする処分 等の決定（第8条 _____）			
					(3) 市町の境界の決定（第9条第1項から第3項まで、第5項、第9項から第11項まで、第9条の2第1項、第2項、第5項、第9条の3第1項から第3項まで、第6項）	(3) 市町の境界の決定（第9条から第9条の3まで _____ _____）			
					(4) 郡の廃置分合及び境界変更の決定（第259条第1項、第3項）	(4) 郡の廃置分合及び境界変更の決定（第259条 _____）			
					(5) 市町長 _____、議員、行政委員、主要公務員等の資格の決定等に関する審査請求に対する裁決（第87条第2項、第118条第5項、第127条第4項、第143条第3項、第180条の5第8項、第184条第2項）	(5) 市町長、収入役、議員、行政委員、主要公務員等の資格の決定等に関する審査請求に対する裁決（第87条、第118条、第127条、第143条、第168条、第180条の5、第184条 _____）			
					(6) 再議の決定に関する審査の申立てに対する裁定（第176条第5項）	(6) 再議の決定に関する審査請求に対する裁決（第176条 _____）			
					(7) 給与等の決定に関する審査請求等に対する裁決（第206条第1項、第6項）	(7) 給与等の決定に関する審査請求 に対する裁決（第206条 _____）			
					(8) 行政財産及び公の施設の使用処分に関する審査請求等に対する裁決（第238条の7第1項、第6項、第244条の4第1項、第6項）	(8) 財産 _____ 及び公の施設の使用処分に関する審査請求 に対する裁決（第238条の7、第244条の4 _____）			
					(9) 賠償の命令に関する審査請求に対する裁決（第243条の2第10項）				—

(10) 過料の決定に関する審査請求等に対する裁決（第255条の3第2項、第4項）				
(11) 省略				
(12) 財産区の紛争に対する裁定（第296条の6第2項）				
3 勧告、命令、選任等に関する こと。				
(1) 協議会設置等の勧告（第252条の2第4項、第252条の7第3項、第252条の14第3項）				
(2) 市町長の臨時代理者の選任（第252条の17の8第1項）				
(3)・(4) 省略				
(5) 財産区の事務処理の監査等（第296条の6第1項）				
(6) 市町の適正規模の勧告（第8条の2第1項、第2項、第4項）				
(7) 省略				
4 省略				
5 地方自治法施行令（以下この部において「政令」という。）に関する こと。				
(1) 市町の廃置分合及び境界変更に伴う事務の承継市町の決定等（政令第5条第1項、第6条）				
(2) 事務引継ぎを期間内に完了しない場合の過料の決定（政令第131条、第140条、第141条）				
6 省略				
2～17 省略				

(9) 過料の決定に関する審査請求に対する裁決（第255条の3_____）				
(10) 省略				
(11) 財産区の紛争に対する裁定（第296条の6_____）				
3 勧告、命令、選任等に関する こと。				
(1) 協議会設置の勧告（第252条の2第4項_____）				
(2) 市町長の臨時代理者の選任（第252条の17の8_____）				
(3)・(4) 省略				
(5) 財産区の事務処理の監査等（第296条の6_____）				
(6) 市町の適正規模の勧告（第8条の2_____）				
(7) 省略				
4 省略				
5 地方自治法施行令_____に関する こと。				
(1) 市町の廃置分合及び境界変更に伴う事務の承継市町の決定等（第5条_____、第6条）				
(2) 事務引継ぎを期間内に完了しない場合の過料の決定（第131条_____）				
6 省略				
2～17 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
財政課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 県議会に関すること。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 議決予算の要領の_____公表（第219条第2項）			
		2 省略			
		3 一時借入金の決定（第235条の3第1項）			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
財政課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 県議会に関すること。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 議決予算の総務大臣への報告及び公表（第219条_____）			
		2 省略			
		3 一時借入金の決定（第235条の3_____）			

	4 財政状況の作成及び公表（第243条の3第1項）				
2～6 省略					

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			知事	専決者
				出納局長 課長
出納局	1・2 省略			
	3 地方自治法の施行に関する事務	1 省略		
		2 認定決算の _____ 要領の公表（第233条第6項）		
		3 指定金融機関等の指定等（第235条第1項、地方自治法施行令第168条第1項、第3項、第4項、第7項、第8項、愛媛県会計規則第192条）		
4～6 省略				

	4 財政状況の作成及び公表（第243条の3 _____）				
2～6 省略					

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			知事	専決者
				出納局長 課長
出納局	1・2 省略			
	3 地方自治法の施行に関する事務	1 省略		
		2 認定決算の総務大臣への報告及び要領の公表（第233条第6項）		
		3 指定金融機関等の指定等（第235条第1項、地方自治法施行令第168条 _____、愛媛県会計規則第192条）		
4～6 省略				

附 則

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年6月15日	特定非営利活動法人 ふうしすてむ	川崎 壽洋	松山市木屋町3丁目12-7	本法人は、障害を持つ人々が、精神的・社会的に自立して、社会参加・就労できるようになるために、コンピューターやその周辺領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する事業を行うとともに、他の障害者支援団体との交流事業を行うことで障害者の社会への完全参加と自立に役立つことを目的とする。

○ 公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成23年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成23年7月29日

愛媛県知事 中村時広

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成23年 9月26日(月) 午前 9 時	八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局
	平成23年10月 3日(月) 午後 1 時	大洲市東大洲270番地 1 大洲市総合福祉センター
	平成23年10月 6日(木) 午前 9 時30分	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター
	平成23年10月12日(水) 午後 1 時	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成23年10月13日(木) 午後 1 時	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成23年10月18日(火) 午前 9 時	宇和島市天神町 7 番 1 号 愛媛県南予地方局
	平成23年10月25日(火) 午前 9 時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
	平成23年11月14日(月) 午後 1 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成23年11月25日(金) 午前 9 時	西条市喜多川796番地 1 愛媛県東予地方局
(2) 石油コンビナート等災害防止法(昭和60年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成23年10月 7日(金) 午前 9 時30分	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター
	平成23年10月12日(水) 午前 9 時	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成23年11月14日(月) 午前 9 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成23年11月16日(水) 午前 9 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成23年11月18日(金) 午前 9 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成23年11月18日(金) 午後 1 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成23年 9月26日(月) 午後 1 時	八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局
	平成23年10月 6日(木) 午後 1 時30分	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター
	平成23年10月13日(木) 午前 9 時	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成23年10月18日(火) 午後 1 時	宇和島市天神町 7 番 1 号 愛媛県南予地方局
	平成23年10月25日(火) 午後 1 時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
	平成23年11月 2日(水) 午前 9 時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
	平成23年11月 2日(水) 午後 1 時	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
	平成23年11月16日(水) 午後 1 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
	平成23年11月25日(金) 午後 1 時	西条市喜多川796番地 1 愛媛県東予地方局

2 受講申請書の提出期間

平成23年 9月 1日から各講習開催日の2日前まで(必着)

但し、受講申請書を提出した危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、平成23年 9月 1日から各講習開催日の5日前までとする。

3 受講申請書の請求先及び提出先

- (1) 請求先

各市危険物安全協会、各地区危険物安全協会、各消防本部、各地方局総務県民課

(2) 提出先

各市危険物安全協会、各地区危険物安全協会

なお、受講申請書を提出した危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、返信用封筒（住所氏名を記入し80円切手を貼ったもの）を添えて提出すること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 7月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

環境放射線監視テレメータシステムの製造

(2) 製造物品名及び数量

環境放射線監視テレメータシステム 1式

（測定局関係1式、中央監視局関係1式、副監視局関係1式、ソフトウェア1式、使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 製造物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

平成24年 3月26日（月）

(5) 納入場所

入札説明書等による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 故障発生連絡から3時間以内に現地で復旧作業を開始できる体制を有すること。電話による故障対応窓口は、24時間対応可であること。

(5) 品質システムについて、ISO9001の認証を取得し、又は同等の品質システムが構築されていることを第三者により認証されていること。

(6) 過去10年以内に、国又は地方公共団体若しくは原子力発電所において、8局以上の測定局からアナログ、パルス及び接点信号を変換・収集するテレメータシステムを複数構築した実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2340

(2) 入札書の受領期間

平成23年 9月7日（水）午後1時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成23年 9月7日（水）午後2時00分

愛媛県庁第一別館5階 県民環境部会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成23年 8月25日（木）午後5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札

を行った者を落札者とすることがある。

については、次の事項に留意すること。

ア．調査基準価格が設定されていること。

イ．調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。

ウ．低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be manufactured:
Radiation Telemetric Monitoring System , 1 set

(2) Time limit of tender: 1:59 p.m. , 7 September 2011

(3) For further information , please contact: Nuclear Power Safety Division , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2340

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 7月29日

愛媛県立中央病院長
梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

(1) 件名

重油の購入

(2) 購入物品名及び予定数量

重油 (J I S K 2205 1種 2号)
約740,000リットル

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

平成23年10月 1日から平成24年 3月31日まで

(5) 納入場所

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油燃料類」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを

証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

平成23年 9月26日(月)午後 1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成23年 7月29日(金)から 9月 6日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。)

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成23年 9月26日(月)午後 1時30分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を平成23年 9月 6日(火)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy Oil (JIS K2205 class 1 No 2) approximately 740 ,000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:30 p .m . , 26 September 2011
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228